平成２２年（フ）第２０９号
栃木県小山市大字東野田2143番地５
債務者　篠﨑ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静和2439番地14
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０３号
秋田県大仙市若竹町１番２号　１Ｆ、前住所
秋田県大仙市神宮寺字館ノ北７番地４
債務者　渡辺　浩美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時10分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１０４号
秋田県大仙市若竹町１番２号　１Ｆ、前住所
秋田県大仙市神宮寺字館ノ北７番地４
債務者　渡辺　輝子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１０５号
秋田県大仙市若竹町１番２号　１Ｆ、前住所
秋田県大仙市神宮寺字館ノ北７番地４
債務者　渡辺アロナこと　ワタナベ　アロナサンパガ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３２０号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目26―３
債務者　小野　元巳（旧姓下平）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９５号
東京都八王子市大楽寺町475番地
債務者　井上　雪江
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８７９号
静岡市駿河区馬渕３丁目14番11号
債務者　杉森　睦美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８４号
静岡市葵区松富１丁目１番１―504号
債務者　田村　浩恵
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８９号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西11―115
債務者　佐渡千枝子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３０号
東京都東久留米市南町４丁目10番３号
債務者　吉原　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３７号
東京都三鷹市上連雀４丁目20番12号井口ハイツ201
債務者　小林　千恵
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８７４号
東京都八王子市椚田町512番地５ブライトハウス串田Ａ101号
債務者　渡邊　強二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７９８号
東京都町田市木曽東３丁目２番12号フラット境川102
債務者　駒津　理世
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４３号
北海道帯広市西５条南５丁目６番地　センターパークー901号
債務者　熱田　辰男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係